

日本原子力学会 標準委員会 システム安全専門部会 水化学管理分科会  
第4回 BWR 水化学管理指針作業会 議事要旨

日時： 2009年6月19日(金) 13:30~17:30

場所： (財)電力中央研究所 大手町第4会議室

出席者： (敬称略)

委員) 平野, 山崎, 梶谷, 碓井, 佐藤, 吉川, 市川, 實重, 久宗, 中森, 以上10名  
常時参加者) 山田, 以上1名

配付資料

- P11B1WG4-1 第3回 BWR 水化学管理指針作業会 議事要旨
- P11B1WG4-2 「BWR 水化学管理指針」に係わる学会コメント対応一覧表
- P11B1WG4-3 管理値の設定区分
- P11B1WG4-4(1) BWR 水化学管理指針：標準作成のイメージ案(r2)
- P11B1WG4-4(2) BWR 水化学管理指針の全体構成(案)
- P11B1WG4-4(3) 標準案作成フォーマット(r2) 「ほう素分析標準案」を例として
- P11B1WG4-5 「原子炉構造材の健全性確保」指針(案)
- P11B1WG4-6 「BWR 水化学管理指針」骨子案 燃料被覆管健全性の確保
- P11B1WG4-7 「BWR 水化学管理指針」に係わる品質保証に関する調査票
- P11B1WG4-8 省令技術基準に対する仕様規定化の考え方
- P11B1WG4-9 BWR 指針作成に向けての作業スケジュール(案) その1

議事要旨：

- 1) 委員10名が出席しており、決議に必要な定足数を満たしていることが確認された。
- 2) 資料 P11B1WG4-1 「第3回 BWR 水化学管理指針作業会 議事要旨」の内容が承認された。
- 3) 第7回水化学分科会からのコメント対応について  
平野主査から、第7回水化学分科会からの「コメント対応一覧表」(P11B1WG4-2)について説明があり、対応案について検討した。
  - ① コメント No.1 について  
「コメント対応案」の記載を、「省令技術基準に対する仕様規定化の考え方」(P11B1WG4-8)に従って、「省令」、「BWR 水化学管理指針」、「保安規定」の関係がわかりやすくなるよう見直すこととした。
  - ② コメント 2 について  
山崎副主査から、「管理値の設定区分」(P11B1WG4-3)により、管理区分の定義、管理の考え方、管理値を超えた場合の措置について説明があった。
    - ・レベル2(基準値)の定義は代案2が適当であるとの見解となった。
    - ・レベル3(上限値)を超えた場合の措置の4行目の「回復措置により」は削除したほうが良いとの意見がだされた。
    - ・次回作業会にて、作業会案を決定することとした。

③ コメント 3 について

吉川委員から「BWR 水化学管理指針」に係わる品質保証に関する調査票 (P11B1WG4-7) について説明があった。

- ・ 山田常時参加者から、「ほう素分析標準法」 (P11B1WG4-4(3)) における品質保証の取り扱いの例が参考として示された。
- ・ 「BWR 水化学管理指針」に独自の品質保証として追加すべき項目が無いことが確認された。
- ・ 「BWR 水化学管理指針」における品質保証の取扱いは「ほう素分析標準法」 P11B1WG4-4(3)における品質保証の取り扱いに準ずるのが妥当との意見がだされた。
- ・ コメント対応表の記載が妥当であることが確認された。

④ コメント 4 について

碓井委員から、よう素の監視方法 (P11B1WG4-5) について説明があった。

- ・ 監視方法は妥当であるとの意見がだされた。
- ・ 「コメントへの対応案」の記載は、本文と解説の区分をなくして見直すこととした。

⑤ コメント 5 について

碓井委員から、冷温停止時の管理 (P11B1WG4-5) について説明があった。

- ・ 管理方法は妥当であるとの意見がだされた。
- ・ 「コメントへの対応案」の記載は、本文と解説の区分をなくして見直すこととした。

⑥ コメント 6 について

- ・ コメントへの対応案が妥当であることが確認された。

⑦ コメント 7 について

- ・ 「原子炉構造材の健全性確保」の骨子に、高経年化対応に関する記述を反映することとした。

4) 骨子案の検討について

碓井委員から、資料 P11B1WG4-5 により材料健全性に係わる骨子案が示された。また、山崎副主査から、資料 P11B1WG4-6 により燃料被覆管健全性の確保に係わる骨子案が示された。

- ・ 各技術分野の骨子案のタイトルは「・・・・・・についての技術資料」とし、管理区分の設定を含めて次回分科会に提示する資料とすることとした。
- ・ 各技術資料には、管理の目的、管理の項目、技術的根拠を記載することとした。
- ・ 原子力用語の定義は、JIS4001:1999 原子力用語によるものとし、「BWR 水化学管理指針」に固有の用語は「指針」で定義することとした。
- ・ 次回分科会に提示する具体的管理値は次回作業会で合意した範囲を記載することとした。
- ・ 原子炉水溶存酸素濃度は水素注入適用時には意味があるが、未適用時には意味がないとの意見がだされた。
- ・ 燃料プール水の水質管理が必要ではないかとの意見がだされ、冷温停止時と同等の管理とすることとした。

5) BWR 水化学管理指針の構成について

山田常時参加者から、「BWR 水化学管理指針：標準作成のイメージ案(r2)」(11B1WG4-4(1))  
および「BWR 水化学管理指針の全体構成(案)」(P11B1WG4-4(2))の説明があった。

「案」における解説の構成は技術情報集の感があり、構成と取り扱いについて継続議論することとした。

6) BWR 水化学管理指針作業会 活動スケジュール(案)について

山田常時参加者から、「BWR 指針作成に向けての作業スケジュール(案)その1」  
(P11B1WG4-9)により作業会活動スケジュール案の説明があった。

本作業会は基本的に1回/月で実施する。

第8回水化学管理分科会(H21.8.3 予定)に、「骨子案」及び「原子炉等構造材の健全性確保に関する技術資料の審議(1)」を提出することを確認した。

7) その他

次回は平成21年7月27日(月)午後を開催することとした。

以上